

第2回江東区契約にかかる不正行為等防止検討委員会

会 議 概 要

【 日 時 】

令和4年10月11日（火） 16時00分～17時30分

【 場 所 】

江東区防災センター4階 災害対策本部室

【 出席者 】

委員長代理 総務部を担任する副区長以外の副区長
副委員長 教育長
委 員 政策経営部長、総務部長、政策経営部企画課長、
総務部総務課長、総務部職員課長、総務部経理課長

(事務局 総務部総務課、総務部職員課、総務部経理課)

【 議 題 】

- 1 アンケートの集計結果報告について
- 2 課題の洗い出しと解決の方向性について
- 3 外部有識者の選定について
- 4 その他

【 資 料 】

資料1 契約にかかる不正行為等防止のためのアンケート 結果
資料2 課題整理表
資料3 外部有識者の選定について
資料4 通報窓口の設置について
資料5 入札・契約にかかる公表状況

議 事 要 旨

【 議題 1 】 アンケートの集計結果報告について

事務局 (資料 1 に沿って説明)

- ・ 第 1 回の委員会において事務局より提案し了承された管理職向けアンケートを実施し、結果をまとめた。
- ・ 調査方法については、管理職と利害関係者との関わり方などの現状をより正しく把握するため、回答者が特定されない無記名式とした。
- ・ 利害関係者との関わり方についての質問は、働きかけや要請の有無を確認するものである。

副委員長 ・ アンケートを無記名式で実施したことで、より正確に実態が掴めたのではないかと。

- ・ 利害関係者からの秘密情報の提供依頼や、威圧的な働きかけ・不当な要請については、大半の管理職が「ない」と回答しているが、不当ではない働きかけや誘いについては、少なからずあったとの結果が出ており、これから管理職になる職員のためにも、できるだけ早く、対応の基準を明確にしていくことが必要。
- ・ 職員倫理については、「法令等のルールに対する確認・理解不足」を自覚している職員が多いにもかかわらず、倫理研修の頻度については「現行で十分」との回答も多い。研修の頻度はもっと増やすべき。毎年人事異動があり、昇任する職員もいる中で、区民からの信頼を回復していくためには、毎年確実に研修を行うなど、区として強い意思表示をしていくことが必要。

副委員長 ・ その他では色々な意見が出ているが、対応基準や禁止事項を作成し、公表することについては、区民からの信頼回復のため、早急に取り組むべき。

- ・ 威圧的な働きかけを受けた場合に相談ができる機関や制度を設けることについては、管理職が抱えている不安を解消するため、すぐに対処すべき。

委員長
代 理 ・ 契約制度に関する意見が意外に少ないと感じたが、契約実務の経験のある管理職が少ないためではないかと。

- ・ 不正防止のためには、契約の見直しも非常に重要であり、本委員会

においてしっかりとした議論・検討が必要。

- 事務局
- ・契約については、制度を知っている者でなければ深い意見が出せないということもあり、その他の意見が3件にとどまったものと分析。
 - ・検討を進めていく上では、契約担当課以外の職員も契約制度について理解をすることが必要。
- 委員長
代理
- ・職員倫理に関することについて、事務局から何かあるか。
- 事務局
- ・現行の倫理研修は集合型研修であり、会場の確保や定員等の制約があるが、オンラインなどの手法も積極的に取り入れることで、集合型・オンライン双方の良いところを活かすようにしながら、今後のあり方について検討。
- 委員
- ・職員倫理の課題について、「SNSやインターネットを利用する際の発信内容」との回答があるが、これは職員のSNSの利用に何か問題があるということか。
- 事務局
- ・実態までは調査していないが、区職員がツイッターやインスタグラムなどの個人アカウントで、不適切な内容を投稿することについて、職員倫理の課題だと回答した者が30人いたということ。
- 委員長
代理
- ・本アンケートの結果を踏まえて、契約制度や職員の倫理研修、利害関係者との関わり方を見直し、今回のような事件を二度と起こさないようにすることが本委員会の使命。今後、積極的に検討を進めていく。

【 議題 2 】 課題の洗い出しと解決の方向性について

< 1 業務委託契約に関すること >

- 事務局 (資料2に沿って説明)
- ・第1回の委員会では想定される課題として、3つのカテゴリーに分けて項目を提示していたが、先ほどのアンケート結果も踏まえて、項目別に「現状」と「課題」、「解決の方向性」として今後具体的に検討していかなければならない事項、結論を出して「実施する時期」

を表にまとめた。

- ・アンケートでは事件の要因や再発防止に必要な対策について、「契約制度」という回答が、「利害関係者との関わり方」や「職員倫理」と比べ想定より少なかったが、実際には、業務委託の入札・契約のあり方については、全般にわたって、見直すべき項目が多々あると認識。
- ・警察からも、本区の契約制度が、利害関係者の働きかけの誘因となり得る仕組みとなっていることや、他自治体と比べて基準等が明文化されていないなど、未整備・不透明な運用となっていることについて、繰り返し大変厳しい指摘を受けたところであり、それらの指摘も踏まえた検討が必要。
- ・今年の12月末から令和5年度の準備契約の業務が始まるため、一部の項目を除いては、12月までに検討の結論を出し、次期の契約に反映させたい。
- ・委託を含む物品の契約は、年間約2,000件に及び、時期も準備契約を行う2月から3月までに集中することから、入札方式の見直しや指名業者選定委員会の開催は、対象を予定価格の大きいもの等に絞ることが実務上は現実的。
- ・指名を希望する業者名を、議員から担当課長に伝えられるケースがあったと確認しており、契約制度の見直しと合わせて、議員との関わり方を整理することが必要。なお、これらのケースについても、指名業者の選定は、伝えられた業者を優遇することはなく、基準に基づいて行っている。
- ・予定価格・最低制限価格の公表のあり方については、公表した場合のメリット・デメリットを比較しながら、公正な入札を妨げない範囲で見直しを行う必要があり、慎重な検討が必要。なお、委託契約を含む物品の契約について、予定価格を公表している区は少ない状況。
- ・区民や事業者から談合情報等を受け付ける窓口について、区ホームページへの常時掲載により、区民や事業者に周知を図ることとし、10月中に対応。
- ・区施設は業務成績評定の結果により、次年度において随意契約（特命）による契約を可能としているが、財団の施設などは同じ清掃・建物管理業務について毎年入札を行っており、そうした状況も踏まえた整理が必要。

- 委員 ・非常に専門的な内容であるため、契約に日常携わっていない者にとっては馴染みのない説明が多かったが、ここに挙げられた課題は、今回の事件において、警察に本区の制度について説明を行った結果、他の自治体との違いとして指摘された内容と、実務担当として経理課が問題意識を持った項目について、列挙したものと認識。
- 委員 ・最終的には、公契約に専門的知識のある方々に課題や解決策について意見を求めながら、見直しを行っていく流れになる。少なくとも課題として挙げた項目については、解決策を出していかなければならないが、一方で、契約件数や組織体制といった実務的な制約もあり、予定価格の規模といった対象の基準などのあり方も含めて、検討を進めていくべき。
- 委員 ・2ページの(5)データの保管方法において、厳重に隠さなければいけないデータについて、係員のみがアクセスできるフォルダを新設するとある。それほど難しい作業ではなく、年内に対応が可能なのか。また、どの範囲の職員がアクセスできるフォルダを想定しているのか。
- 事務局 ・事前に担当者レベルで確認した際には、難しい作業であるという感触ではなかった。契約事務は日常的なものであるので、可能であればさらに前倒しを検討。アクセス可能な範囲については、契約係職員のみを想定。
- 委員 ・2ページの(7)、業務成績評定による随意契約のあり方について、現在は1年目の成績が良ければ、2年目に随意契約ができるという取り扱いであるが、あらかじめ2年間または3年間の長期継続契約とすることの是非も検討すべき。
- 事務局 ・長期継続契約の場合は、2年間または3年間の仕様や、賃金の上昇分なども含めた金額を確定させた上で契約を締結しなくてはならず、困難な面もある。
- 委員 ・一方で、施設の安全管理や労働者の雇用面など、2年間連続で同じ業者に委託することのメリットもあると承知しているので、他区の状況も比較・検証しながら、一定の結論を出していきたい。
- 委員長代理 ・資料を見ていると、解決の方向性は大きく分けて2通りあり、すでに一定の方向性を見据えられている項目と、メリットやデメリットを改めて他区の状況も含め確認したうえで、見直しの可否を検討し

ていく項目がある。

- ・実施時期については、ほとんどの項目で令和4年12月と記載されており、今後、資料などを準備して本委員会での決定を経る必要があると思うが、事務局としては、実現可能なスケジュールと考えているのか。

- 事務局
- ・実施時期を令和4年12月と記載した項目については、12月までもしくはそれよりも早く結論を出さなければ、来年度の準備契約事務が進められない。
 - ・(6)②と(7)については、令和5年度以降としているが、それ以外の項目については、他区の状況も確認して12月までに結論を出す考え。

- 委員
- ・本検討委員会の設置の趣旨は、今回あったような不正行為を防止することにあるため、資料に整理された課題は非常に重要であり、契約制度を変えていくということを強く謳っていくことが必要。
 - ・1ページ(2)②の課題として「指名を希望する業者名を、議員から担当課長に伝えられるケースがある」と記載されているが、これが今回の事件にも相通ずる、議員からの圧力の具体的な部分。
 - ・これに関しては解決の方向性のとおり、議員との関わり方を整理して働きかけがあった場合の記録・公表制度を整備するとともに、ここに記載された解決策を実現すれば、類似の事件は抑止できるのではないか。
 - ・契約以外の働きかけもあるが、特に契約にかかる不正が贈賄罪といった深刻な事案に発展しやすいため、そうした不正を根絶するためには、議員との関わり方を特に集中的に見直すことが必要。

- 事務局
- ・議員の側も、業者の指名希望を伝えた場合、指名の有無も聞きたくなってしまうのではないか。その結果、指名業者名を入札前に聞き出すという不正に繋がってしまう恐れを強く感じる。

- 委員長
代理
- ・見直しの方向性については本日の説明で分かったが、次回以降、基準の案など具体的な内容やたたき台を提示してもらい、本委員会で整理・検討を進めていく。

< 2 職員の倫理向上に関すること >

< 3 議員等利害関係者との関わり方に関すること >

< 4 その他 >

事務局 (資料 2 に沿って説明)

- ・ 職員倫理の保持について、アンケートの結果、60人を超える管理職が「法令や職務上のルールを理解していない」と回答したことについては、真摯に受け止める必要。
- ・ 現行の倫理研修は内容がかなり広範囲にわたるため、汚職防止にはあまり時間を割けていないのが実状であり、今後は内容を細分化することについて検討。あわせて、集合型研修には部屋の確保や定員等の制約があるため、ICTの利活用によりオンライン研修を導入し、研修の機会を増加させる。
- ・ 集合型研修にも対面のディスカッションによる問題の深掘りを行えるといった優れた面があるため、基本的な知識の習得をオンライン研修で行うようにするなど、研修のあり方を再構築していくことが必要。
- ・ オンラインと集合研修のすみ分けについては検討を始めており、令和5年度の研修から見直しを反映。
- ・ 契約制度の研修については、年に1度実務研修「契約」を実施しており、講師は契約係職員が務めているが、新任担当者向けであるため、内容は契約事務の流れやシステムの入力方法などが中心。
- ・ 本年度の実務研修が11月に開催されるため、導入部分において、秘密情報の具体的な明示や、入札談合等関与行為の類型などの説明を追加する予定。
- ・ 入札・契約にかかる秘密情報と段階ごとの公表可否について職員へ周知できるよう整理した表を作成した。本日の資料として用意したので、後ほど議題「4 その他」で説明。
- ・ 利害関係者からの働きかけに対する対応については、アンケートの結果、議員から業者の紹介や、特定の者に便宜を図るような要求等が少なからずあったことが判明したが、利害関係者への関わり方についての対応の基準や、職員が相談する窓口が無い。アンケートでも意見・要望として多かった、これらの基準や窓口等を整備することで、課題を解決していく。

- ・議員対応は管理職、具体的には課長が一人で行うことが多いため、対応に苦慮することがあり、今回の事件もまさにそのようなケースだったのではないか。
- ・その他として、対外的には公表前の情報を、議員が先にSNSで発信してしまう事例が増えてきていることや、新聞の購読を求められ、断りづらいといった現状がある。これらの課題については、本委員会のみで解決を図ることは難しく、区議会事務局と調整しながら改善を図っていく必要があるため、実施時期を「適宜」と記載。

- 副委員長
- ・契約制度の見直しを速やかに実施することはもちろん、職員倫理などの課題は、別に検討していくことが必要。また、周知や研修を実施するだけでなく、自己点検を行うといった取り組みが必要。
 - ・アンケート結果の議題において、相談窓口については、今後検討を進めていくという説明であったが、体制が十分に整っていない時点であっても、まずすぐに窓口を作ることが大事。実施時期を令和4年12月としているが、相談可能な連絡先を可及的速やかに周知すべき。

- 委員
- ・今回の契約にかかる不正行為を、一般職員が倫理の問題として捉えているかどうか。
 - ・処分された管理職は、贈収賄で現金などを受け取るなど個人的な利益を享受したわけでもなく、職員の倫理観が極めて欠如していたと思っている者はいないのではないか。
 - ・したがって、一般職員に対して倫理研修を行うといっても、心情的に受け入れられない可能性がある。研修を充実すること自体は悪くないが、課題として前面に出してしまうことについては若干疑問。
 - ・一方で、契約制度の研修や管理職が追い詰められることを防ぐための相談窓口の設置は重要。
 - ・アンケートも管理職のみを対象として行っており、管理職と一般職員とでは温度差があるということについて、気をつけて対処していくことが必要。

- 委員長代理
- ・契約の関係については、倫理観ももちろんだが、契約の内容に対する知識の不足が、秘密事項を漏らしてしまうという結果に繋がってしまう恐れがあることから、契約研修等において、江東区の実務における公表・非公表の状況等について、周知を徹底していくことが

大切。

- ・職員が今回のような事件に巻き込まれそうになったときに、防止するための基準づくり、具体的には利害関係者との接し方などを明文化すべき。今後、基準を根拠にきちんと断ることのできる状況を作り出すことも大切であり、具体的な内容を本委員会で検討していきたい。事務局には早急に作業を進めてもらいたい。

- 事務局
- ・利害関係者への対応について、どのようにしたらいいのか迷う場合は必ずあるので、基準は必要。
 - ・全ての働きかけ等を網羅できるかどうか、どこまで細かく書き込むかといった課題はあるが、アンケート結果からも、基準づくりが求められていることが分かるので、なるべくわかりやすいような形で基準の作成が必要。

- 委員長
代理
- ・基準を定めたいうえで、相談窓口を整備することが大事。マニュアルなども含め、対策を何層かにすることで、利害関係者との接し方について、不正な働きかけを受けたときに拒める体制を組織的に構築していくことが必要。

【 議題3 】 外部有識者の選定について

- 事務局 (資料3に沿って説明)
- ・第1回の委員会でも説明したが、区職員だけでなく、外部の有識者の方にも検討の内容を聞いていただき、意見を聴取したいと考え、資料に記載の3名の方を外部有識者として、意見を聴取したり、委員会に出席して意見を述べていただきたいと考えている。
 - ・いずれも本区の審議会委員や包括外部監査人補助者の経験があり、区の実情や課題について理解している方に打診を行い、承諾を得たものである。

- 委員長
代理
- ・本委員会の検討状況について、外部有識者の方々にも適宜説明をするように。

【 議題 4 】 その他について

事務局 (資料 4 に沿って説明)

- ・アンケートにおける相談窓口や組織的な体制を整備してほしいとの意見を受け、当面の再発防止策として、利害関係者から不正行為につながるような働きかけを受けた場合に、管理職が通報を行える窓口を設置。今回承認いただければ、10月17日から運用を開始。
- ・この窓口は当面の間の対応であり、通報状況によっては、やり方を変えるなど試行錯誤しながら対応。

(資料 5 に沿って説明)

- ・工事関係・物品関係の経理課契約について、「入札・契約にかかる公表状況」を新たに作成した。各事項について、公表・非公表の別、公表であればそのタイミングを一覧にしたもの。
- ・管理職向けには通報窓口と合わせて周知、一般職員向けには例えば11月の実務研修の資料のひとつとするなどして周知。
- ・表のとおり、工事関係のうち予定価格の大きいものを中心に、幾つか「公募日より公表」の項目があるものの、ほとんどの事項が「落札(契約)決定後公表」であり、入札前にはこれらはすべて秘密事項。
- ・表の右下には官製談合防止法が規定する入札談合等関与行為の4類型を掲載しており、発注関係にかかる秘密事項の漏洩は類型3。

- 副委員長
- ・議題 2 において、窓口をすぐにつくるべきとの意見を述べたが、この資料の通報窓口は少しいメージが異なっており、通報内容が利害関係者からの不正行為につながる働きかけ等に限られるなど、職員にとってかなりハードルが高い。
 - ・細かいことがいろいろと決まっていな中で、不安に思っている職員に対して、遠慮なくどんなことでも相談できる窓口があったほうがよいというのが先ほどの意見の趣旨。
 - ・通報窓口となると、現状ある公益通報制度との違いがわかりづらく、相談者の保護について明確になっていないので、どのような内容であれば通報を行ってよいのか、管理職の中に迷いが生じる。
 - ・いろいろなことを含めて、不安なことをざっくりと相談できる窓口とし、電話やメールなどの連絡先も記載すべき。今回のような事件を防ぐという狙いは分かるが、心理的なハードルを低くし、相談をしやすくする工夫が必要。

事務局 ・細かいことが決まっていないため、相談を受けた側の対応にも課題があり、相談者への回答が確実にできるかどうかはわからないが、不安を抱えている管理職がいるという意見はもっともなので、早めに窓口は設置したい。不安を抱えていることについて広く相談を受けるとした場合は、当面の対応という位置づけになる。

委員長代理 ・暫定でなく正式な窓口として受け取られてしまう可能性もある。なんでも相談できるということまでではなくても、現在職員が不安に思っていることを含め、ぜひ話にきてくださいといった柔らかい感じの表現にしてはどうか。実際に困っている管理職については、話を聞くことで、その内容を正式な窓口のあり方の検討に繋げていけるのではないか。どのくらい件数がくるのか、心配な部分もあるだろうが、もう一度内容を整理すべき。

副委員長 ・大事なものは誰もが納得できる形で進めることなので、今後、不正を未然に防ぐための窓口を設置していくが、あり方を整理している間にも問題が発生する可能性があるため、まずはいち早く窓口を作り、さまざまな相談を受けていきますという説明であればよい。

委員長代理 ・この窓口は管理職のみを対象としているが、一般職員が圧力を受けるケースも無いわけではないので、各部の中で、困ったときには部課長に相談できる体制を確保することについて徹底すべき。資料4については、周知を行う前に、もう一度内容を整理し、持ち回りで各委員へ確認するようお願いする。

委員長代理 ・以上で第2回目の委員会を終了する。